

第 321 号丹波市商工会FAXレター

2021/2/10 発行

税理士による個別相談会のお知らせ

確定申告に関する無料相談会を下記の日程で開催いたします。

事前予約が必要ですので、ご希望の方は、希望する日時を商工会へご連絡ください。

【開催日】 【税理士】

- ① 2月19日(金) 荻野 広 税理士
- ② 2月25日(木) 山田 潔 税理士
- ③ 3月 1日(月) 中尾 仁志 税理士
- ④ 3月 3日(水) 芦田 宏美 税理士
- ⑤ 3月 5日(金) 山田 潔 税理士
- ⑥ 3月 8日(月) 足立 和彦 税理士

【相談時間】 <1 事業所 60分>

- ① 10:00~11:00
- ② 11:00~12:00
- ③ 13:00~14:00
- ④ 14:00~15:00

【問合せ】 第一経営支援課 足立香奈江

にじいろタブレット にじいろぽけっと情報

にじいろぽけっと(号外)を丹波新聞1月31日(日)号に丹波市内の飲食店48店舗のテイクアウト情報を載せ丹波市内のみですが折込しております!

チラシが手元にないという方は、丹波市商工会本所または市内の一部お店にも置いていただいておりますので、これを機に手に取ってみてくださいね。

また前回に引き続き、今回もプレゼント企画を開催中です!今回は茶寮ひさご様より丹波産天然すっぽんスープと徳寿園様より煎茶をお届けします!

ご応募がまだという方は是非、右記URLもしくはQRコードからにじいろタブレットのページにアクセスしてみてくださいね♪

持続化給付金

および

家賃支援給付金

申請期限 2月15日まで延長

※持続化給付金について※

【重要なお知らせ】

必要書類の準備に時間を要するなど、申請期限に間に合わない事情がある方については、書類の提出期限を2021年1月31日から2021年2月15日まで延長中です。申請に必要な書類の提出期限を2月15日まで延長するためには、1月31日までに書類の提出期限延長の申込を行っている必要があります。

【問合せ】

持続化給付金事業コールセンター
0120-279-292(土曜日・祝日を除く)
申請はこちらから👉

<https://jizokuka-kyufu.go.jp/>

~~~~~

### ※家賃支援給付金について※

#### 【問合せ】

家賃支援給付金コールセンター  
0120-653-930

申請はこちらから👉

<https://yachin-shien.go.jp/>

☆にじいろタブレット URL☆

[https://tanba.or.jp/pickup\\_company/](https://tanba.or.jp/pickup_company/)

☆にじいろプレゼント企画 URL☆

<https://tanba.or.jp/other/5934/>

QRコードはこちら



# 第 321 号丹波市商工会FAXレター

2021/2/10 発行

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給について

緊急事態宣言に基づく緊急事態措置（第1期：2月7日までの時短要請分）

### ■対象者 ※次の(1)～(4)の要件を全て満たす事業者の方

- (1)兵庫県内で食品衛生法上の飲食店営業許可、又は喫茶店営業許可を受けている飲食店を運営していること※酒類の提供を行う飲食店限定ではありません
- (2)通常午後8時以降も営業している対象施設が、営業時間を午前5時～午後8時まで（酒類の提供は午前11時～午後7時まで）に短縮していること
- (3)令和3年1月14日(木)～2月7日(日)（県の要請期間）の全ての期間において、時短営業（休業を含む）をしていること  
※但し、特別な事情で1月14日(木)から時短営業が困難な場合は、協力開始日から2月7日(日)まで継続して要請に応じたいただければ、時短営業をした日数に応じて支給します。  
（但し、定休日は時短営業日数から除きます。）
- (4)業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示していること 📄「感染防止対策宣言ポスター」のダウンロードはこちらから📄  
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/senngennposter.html>

### ■支給額 1日あたり6万円/店舗×時短日数（最大150万円）

### ■申請に係る必要書類

- ①申請書
- ②運転免許証などの本人確認書類（法人の場合は代表者）の写し
- ③通帳の写し（表紙と見開き1ページ目）
- ④直近の確定申告書の写し
- ⑤食品衛生法に基づく飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し
- ⑥通常の営業時間が分かる書類
- ⑦店舗掲示又は店舗HPに掲示した時短営業告知文の写真又は写し
- ⑧屋号が確認できる店舗の外観及び内観写真
- ⑨感染防止対策宣言ポスターを店頭に掲示していることが確認できる写真
- ⑩酒類を提供していることが分かる書類

※緊急事態宣言継続に伴う、第2期協力金（2月8日以降の時短要請分）の申請受付は、要請期間終了後に開始。詳細は決定次第公表。

### ■申請受付期間 令和3年2月8日（月）～令和3年3月1日（月）

※郵送：令和3年3月1日（月）消印有効

※電子申請：令和3年3月1日（月）23時59分まで

### ■申請方法

#### (1) 郵送

郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」又は「レターパック」で郵送して下さい。

【宛先】〒650-8779 神戸市中央区中山手通 兵庫県時短協力金事務局あて

※郵便番号と宛名だけで届きます（住所記入不要）

#### (2) 電子申請 申請用ウェブサイトは準備ができ次第、公表されます。

### ■問合せ

兵庫県時短協力金コールセンター

電話：078-361-2501